

事務連絡
令和3年5月21日

各 都道府県
市区町村 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第13報）

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等でお示ししているところです。

新型コロナウイルスに係るワクチン接種に関する取扱いについて、別添のとおりお示しいたしますので、障害福祉サービス事業所等への周知をよろしくお願いいたします。

本事務連絡のほか、これまでお示ししている臨時的な取扱いについては、厚生労働省ホームページから御参照いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

問 障害者支援施設等に勤務する看護職員が、自治体の依頼を受け、自治体が準備する接種会場等における新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、人員配置基準や加算の取扱いはどのようになるのか。

(答)

障害者支援施設等に勤務する看護職員が、自施設・事業所の利用者へのサービス提供に差し支えない範囲において新型コロナウイルスワクチンの接種に協力する場合、人員基準を満たさないことによる減算措置を適用しないことが可能である。

また、基準以上の人員配置や看護職員を含む有資格者等の配置により算定可能となる加算について、障害者支援施設等に勤務する看護職員が新型コロナウイルスワクチンの接種に協力することにより、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、加算を算定することが可能である（児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア区分に応じた基本報酬も同様）。

なお、自施設・事業所の利用者の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこと。